

令和3年

第8回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和3年8月23日 午後1時30分から
場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員 7番 福 島 啓

3 遅刻委員 なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書記 白川 春

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用
配分計画案について

議案第27号 非農地証明書交付申請の承認について

議案第28号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第29号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第30号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第31号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和3年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、福島啓委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、10番 近藤剛司委員と11番 鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 なお、本日の議事日程については、今回は件数も多く県内に緊急事態宣言が発出されていますので省略いたします。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第22号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第22号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」は、大磯町長より令和3年8月10日付けで意見を求められています。内容につきましては、机上配布しました担当課資料をご覧ください。なお、資料については審議後に回収いたします。

事務局 《議案第22号を朗読》

書記 今回の随時見直しは、農振農用地であった当該農地が平成21年に登記官照会により山林に地目変更されましたが、錯誤により農振除外されていなかったための見直しとなります。

なお、詳しい内容につきましては、産業観光課の担当職員から説明があります。

白川主事 産業観光課の白川です。今回の農業振興地域整備計画随時見直しについて説明させていただきます。

農業振興地域とは今後農業振興を図っていく地域として昭和46年に大磯町が策定しました。今回の見直しの内容については農用地の一部除外となっています。除外場所は資料にあります国府本郷の2筆、合計面積3,737㎡となっています。除外する根拠は農業振興地域の農用地として指定すべきではない土地を指定してしまっていたことによる錯誤となっています。錯誤の理由として平成21年の登記官照会において農地性のない土地として回答していましたが、農業委員会から産業観光課にその旨の連絡がなかったため農振除外の手続きがされておらず現在に至っています。そのことが判明しましたので、今回、除外することになりました。説明については以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農業振興地域整備計画の随時見直しをするとのことですので。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該地は市街化調整区域の山の斜面地ですが、昔はミカン畑であったと思います。

白川主事 昔の航空写真を確認すると果樹園らしき状態でミカンの木のような物が見えていたが、平成21年の航空写真を確認すると完全に山林化している状態になっています。平成22年度以降に整備された農地台帳でも農地性がないということで削除されています。

委員 農振除外されると販売も可能となるのか。

白川主事 可能になります。農地ではないので一般の方も購入することができます。

委員 農地であっても一般の方も購入することができるのか。

白川主事 現在は農振除外されていませんが登記地目が山林ですので、除外によって一般の土地と同じになり一般の方でも購入することができます。

委員 農地ではないので農家でないと買えないという農地法の制限がかからないということですね。

白川主事 その通りです。

委員 農地でないなら開発も可能となるのか。

白川主事 場合により可能となります。ただし、現地は市街化調整区域で接道要件もないので建築基準法の方で許可が下りないと考えられます。県農地課にも確認しましたが、そのような判断をいただいています。

委員 農業振興地域の一般的な農地に関しては許可されることもあるということですか。

白川主事 農振除外すると農振法の制限が外れますが、地目が農地のままですと農地法の制限はかかります。

書記 農振法と農地法の関係ですが、通常は表裏一体となっていますので、農地転用するには農振除外されないとできませんし、農振除外ができませんと農地転用もできません。つまり、どちらの法律の要件も満たさないと農地以外のものにすることができません。

委員 農用地でも山林化して、長期間に渡って耕作放棄地の状態になってしまっている所がありますが、そういった農地も農振除外して山林にできますか。

書記 単純に耕作放棄して耕作放棄地にして除外や非農地にしてほしいということは認められま

せん。農振除外や非農地判断は各々の要件を満たすことで非農地とすることが可能です。今回の案件はあくまでも錯誤として取り扱っています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、農業振興地域整備計画随時見直しについて出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

《資料回収》

議長 続きまして、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第23号1番を朗読・説明》

書記 議案第23号1番につきましては、県道沿い農地を町外の農家が購入するものです。当該農地は農振農用地の畑と農業用倉庫が建てられている白地の5筆で、隣接して農家住宅が建っていた更地があります。所有者の方は障がい者の方で、相続をした農地を親族の知人に管理をお願いしていました。今回、農家に所有権移転することで、農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

なお、8月11日に西方会長職務代理者、寺坂地区担当の野崎委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第23号1番につきましては現地調査をお願いした寺坂地区担当の野崎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（野崎） 5番野崎です。議案第23号1番の農地について、8月11日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地の所有者は障がい者の方で親族の知人に農地の管理をお願いしていました。農家が所有することで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことですので。

それでは、議案第23号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 譲受人が建設業者ということですが、許可後に資材置場に転用されたりしないですか。

書記 兼業農家であることを伊勢原市の農業委員会に確認しています。また、事務局で譲受人の所有農地がきちんと耕作されていることを確認しています。

なお、農地法第3条で購入した農地については3年3作という制限がかかりますので、購入後に3年間耕作をしないと転用許可が下りません。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第23号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第23号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は議案書2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第24号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は所有者の住居と道路を挟んで隣接する農業振興地域内の農振農用地でしたが、7月に農地の一部を農振除外しています。親のすぐそばに分家住宅を建てることで世帯による営農の効率化が図られると考えられます。また、当該農地の周辺は集落があり、転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

なお、8月11日に西方会長職務代理者と虫窪地区担当の二宮委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第24号1番について現地調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第24号1番の農地について、8月11日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は親の住居の近くにあるミカン畑の一部ですが、分家住宅を建てることで世帯での営農の効率化が図られると考えられます。

また、当該農地の転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございました。転用による周辺農地への影響はないとのことでした。

それでは議案第24号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第24号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番は原案とおりに決定いたしました。
以上で議案第24号を終わります。

議長 次に議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号は議案書5ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。
大磯町長より令和3年8月12日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第25号1番を朗読・説明》

書記 議案第25号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
借り手は認定新規就農者で、7月から大磯町に転入し、西小磯地区で営農活動を開始しています。今回は営農拡大のため、農家が耕作できなくなった農地を借りることで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。
なお、8月11日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、議案第25号1番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第25号1番の農地について、8月11日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。
当該農地を認定新規就農者が借りることで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことですので。

議長 それでは議案第25号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第25号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第25号1番は原案とおりに決定いたしました。
次に議案第25号2番について審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第25号2番を朗読・説明》

書記 議案第25号2番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が借りた農地を借り手に提供するものです。

当該農地はJR東海道新幹線の南側の農地集団の中の平地の優良農地ですが、農地を借りていた「かながわ農業サポーター」が農地を返却したため遊休農地となっています。

今回、新たな借り手に貸すことで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

なお、8月11日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第25号2番につきましては現地調査をお願いした、生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第25号2番の農地について、8月11日に西方会長職務代理者と私及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は東海道新幹線の南側に広がる農地集団の中の畑で、農道や農業用水路も整っており、農業公社が新しい借り手に貸すことで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことですので。

ただ今の議案第25号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第25号2番について、原案とおりに決定することに賛成の

方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第25号2番は原案とおりに決定いたしました。
以上ですべての利用権設定の案件が終了しました。
なお、議案第25号1番と2番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」は議案書7ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。
大磯町長より令和3年8月10日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第26号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は、かながわ農業サポーターが借りていましたが、サポーターの終了に伴い農地を返却しましたので現在は遊休農地となっています。借り手は、6月から当該農地の近くの農地を利用権設定で借りて参入した法人で、7月にも隣接農地を借りており、今後も周辺の農地を借りることで農地の集約化と営農拡大が図られると考えられます。

なお、8月11日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第26号1番について現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第26号1番の農地について、8月11日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を意欲的な法人が借りることで、この地域の農地の集約化と営農拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、法人により農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことですので。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 意見がないようですので、農用地利用配分計画案について出されました意見は取りまとめ
たうえで大磯町長に報告します。

議長 それでは、次に議案第27号「非農地証明書交付申請の承認について」を議題に供します。
では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第27号「非農地証明書交付申請の承認について」は、議案書8ページの1件でござ
います。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

《議案第27号1番を朗読》

書記 議案第27号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地
証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づき、
指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、農業振興地域内の白地で、農地に隣接する住宅に住んでいた農家世帯主が亡
くなり、5名の相続人がすべて町外の非農家であったため、10年以上に渡って竹藪の状態
となり、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、議案第27号1番につきましては、8月11日に西方会長職務代理者と、西小磯地
区担当の柳田委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たし
ていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第27号1番につきましては、現地確認をお願いした西小
磯地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第27号1番の農地について、8月11日に西方会長職
務代理者と私及び事務局で現地確認を行いました。

当該農地は農地性がない状況であることを確認しました。隣の住居も空き家で荒れている
ため、隣接農地に悪影響を及ぼしているだけでなく、通行の障害や防犯上の問題がある状態
となっているため、非農地とすることでこれらの問題が解決されると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運
用指針に基づき非農地に該当するとのことですので、これより、質疑に入ります。意見のある方
は挙手をお願いします。

委員 当該農地の周囲には農地がありますが影響はないということですね。

書記 影響はないと考えられます。むしろ、耕作放棄地となっている当該農地が宅地となって山林化が解消されれば、周囲の農地に雑草や笹が侵食することが無くなると考えられます。

委員 せっかく住宅の隣に農地があるなら空き家バンクに登録して農地とセットにして売るとか貸すとかすればよいのではないか。

書記 農地については農家資格があり、最低下限面積など要件を満たさないと処分することは難しい。

委員 下呂町では最低下限面積を1アールにして空き家と農地をセットにしている。

議長 ここでは非農地について審議していますので、提案事項等の発言は別の時に機会にお願いします。

他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第27号1番について申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第27号1番は申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 では次に、議案第28号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題に供します。

なお、この議案については1番西方委員が当事者のため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該議案の審議開始から終了まで西方委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《1番西方委員退室》

議長 それでは、議案第28号を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第28号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、平成28年4月農地法改正に伴い新設された農地利用最適化推進委員の選任を行うものです。「大磯町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要領」に基づいて、3月1日から4月26日にかけて推薦・募集を実施し、高麗・大磯・東小磯・西小磯地区、国府本郷・国府新宿区、月京・生沢・寺坂地区、虫窪・黒岩・西久保地区の4つの担当区域に対して各1名が定数となっていますが、各区域1名ずつ4名の推薦がありました。

推薦のありました4名について、これから一人ずつ審議を行い、農地利用最適化推進委員

に相応しい方であるかどうか決めていただきます。

まず一人目の応募者の内容に関しましては、議案書9ページから11ページをご覧ください。

事務局 《議案第28号を朗読・説明》

議長 ありがとうございます。新制度により設けられた推進委員の選任を農業委員会で行うと
のことです。それでは、議案第28号について、質疑に入ります。
意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第28号について、原案とおりに決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第28号は原案とおりに決定いたしました。
では、採決が終わりましたので、1番西方委員には入室・着席していただきます。

《1番西方委員入室・着席》

議長 では続きまして、議案第29号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明
を事務局よりお願いします。

なお、この議案についても8番吉川委員が当事者のため、当該議案の審議開始から終了ま
で吉川委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《8番吉川委員退室》

書記 議案第29号の内容につきましては議案書12ページから14ページを、ご覧ください。

事務局 《議案第29号を朗読・説明》

議長 ありがとうございます。では議案第29号の質疑に入ります。意見のある方は挙手をお
願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第29号について、原案とおりに決定することに賛成の方は

挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第29号は原案とおりに決定いたしました。
では、採決が終わりましたので、8番吉川委員には入室・着席していただきます。

《8番吉川委員入室・着席》

議長 続きまして議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

なお、この議案についても柏木推進委員が当事者のため、当該議案の審議開始から終了まで柏木委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《柏木推進委員退室》

書記 議案第30号の内容につきましては議案書15ページから17ページを、ご覧ください。

《議案第30号を朗読》

議長 ありがとうございました。では、議案第30号につきまして、これより質疑に入ります。
意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第30号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。
では、採決が終わりましたので、柏木推進委員には入室・着席していただきます。

《柏木推進委員入室・着席》

議長 それでは、次に議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第31号の内容につきましては議案書18ページから20ページを、ご覧ください。

《議案第31号を朗読》

議長 ありがとうございます。ではこれより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第31号について賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第31号は原案のとおりに決定いたしました。

議長 以上で4名の方の審議が終わりましたが、委嘱につきましては今回の結果をもって8月25日付けで新たに任命される農業委員で構成する農業委員会が行なうこととなります。

議長 次に、報告第1号と第2号については一括して取り扱いますので、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号と第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和3年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時25分)